別紙

重複登録禁止に係るルールについて

◆1 物件 1 登録のルールがあり、同一物件の重複登録は禁止されています。

・重複登録の主な例

物件登録時	同一会員による種別を変えての重複登録 古家付土地を「土地」と「戸建」等
	同一会員による種目を変えての重複登録 「事務所」と「店舗」等
	同一会員による建築条件「有」と「無」による重複登録
成約登録時	上記重複登録物件を成約登録することによる重複
	A社のａ支店とｂ支店で一般媒介として登録していた同一物件をそれぞれ成約登録したことによる重複
	同一物件を複数会員が成約登録したことによる重複

（参考）重複登録に係る関連規程等

【レインズ利用規程】第 5 条第 5 項
会員は、自ら登録している物件について、重複して登録を行ってはならない。また、正当な事由なく変更、更新及び削除を行ってはならない。

【レインズ利用ガイドライン】
3－1－(3)　［P5］
＜同一物件の重複登録等の禁止＞
同一物件の重複登録及び正当な事由のない削除・変更・更新は行わないでください。
3－6　［P17］
＜成約の報告＞　解説－その他
一般媒介契約の委託を受けた複数の会員から登録されている物件の取引が成立した場合、取引を仲介した会員のみが成約報告をし、他の会員は速やかに当該物件情報を削除してください。

以上